

定 款

公益財団法人 筑後川昇開橋観光財団

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人筑後川昇開橋観光財団(以下「本財団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を福岡県大川市に置く。

2 本財団は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公益目的)

第3条 本財団は、当地域のシンボルとして歴史的、文化的に貴重な産業遺産であり、大川市、佐賀市が共有する国指定重要文化財「旧筑後川橋梁」(筑後川昇開橋)(以下「昇開橋」という。)を観光並びに文化財保護の観点から保存整備するとともにその有効活用を図り、もって地域の観光振興と活性化に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本財団は、理事会が別に定める自主行動基準(倫理規定)の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公益目的事業)

第5条 本財団は、第3条の公益目的の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 観光事業の調査、研究、企画に関する事業
- (2) 観光事業の普及宣伝及び観光客の誘致に関する事業
- (3) 観光イベントに関する事業
- (4) 昇開橋の文化財保護に関する事業
- (5) 昇開橋の整備保存及び有効活用に関する事業
- (6) 昇開橋の管理に関する事業
- (7) 昇開橋の周辺環境整備に関する事業
- (8) その他本財団の目的を達するために必要な事業

2 前項の事業については、福岡県及び佐賀県をはじめ、周辺県にわたって行うものとする。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第7条 理事長は、評議員会の議決を経て財産目録等に記載されている財産を、本財団のために拠出する。

(財産の種別)

第8条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、第5条の公益目的事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 前条の財産目録に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の議決により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理運用)

第10条 本財団の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本財団の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の事業計画書及び収支予算等については、毎事業年度の開始の日の前日までに内閣府に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会で議決を得なければならない。

- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に内閣府に提出しなければならない。
- 3 本財団は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 本財団が重要な財産の処分又は譲受けしようとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第14条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 本財団に、評議員11名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣府に届け出なければならない。

（権限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項を議決する。

（任期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条で定めた評議員の員数が欠けた場合は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第19条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を議決する。

（1）役員を選任及び解任

（2）役員等の報酬の額及びその規程

- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項に関わらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

- 2 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 26 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面等により同意の意思表示をしたとき

は、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 30 条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 11 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、3 名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 31 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された業務執行理事より副理事長、常務理事を選任することができる。

5 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣府に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 32 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本財団の業務の執行を

決定する。

- 2 理事長は、本財団を代表し、その業務の執行を決定する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、本財団の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、代表権に係わる業務以外の職務を代行する。
- 4 常務理事は、本財団の業務を分担執行する。また、理事長、副理事長に事故があるとき又は理事長、副理事長が欠けたときは、代表権に係わる業務以外の職務を代行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 理事長、副理事長、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (2) 本財団の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本財団の目的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為によって本財団に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第30条で定めた役員の員数が欠けた場合は、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の議決によって、解任することができる。
ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第36条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会規則によるものとする。

(顧問)

第38条 本財団に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めたいうえで選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第39条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本財団の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、常務理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から1週間以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第33条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第46条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提

案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 48 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 50 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。第 3 条、第 5 条並びに第 16 条についても同様とする。

2 前項の変更をおこなった場合は、遅滞なく、その旨を内閣府に届けなければならない。

(合併等)

第 52 条 本財団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を内閣府に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 本財団は、一般社団・財団法人法第 202 条第 1 項の第 2 号を除く各号、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 54 条 本財団が公益認定の取消の処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、本財団と類似の事業を目的する

公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 55 条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の議決により本財団と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 56 条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 57 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長など重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 58 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかねばならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事録
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 60 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 賛助会員

(会員)

第59条 本財団の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議決により、別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 本財団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第62条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第10章 補 則

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日と

する。

3 本財団の最初の代表理事（理事長）は植木 光治とする。